

横浜市認知症疾患医療センター運営事業委託 スケジュール

★提出必須書類

日程(予定)	事業者提出書類及び手続等	流れ
12月10日(木)	参加意向申出書の受付開始	ホームページ掲載
12月21日(月)17時必着	★参加意向申出書(様式1)・誓約書(要領-1)・資格 確認書類 提出締切 ★質問書(要領-2) 提出締切 (電子メールにて) ※質問がある時のみ提出	
12月23日(水)		参加資格確認結果通知書発送(全員) 提出要請書の発送(有資格者のみ)
12月25日(金)		質問回答※質問がある時のみ
令和3年1月12日(火) 17時必着	★提案書(様式5及び要領-3~5) 提出締切	
1月21日(木) 1月22日(金) 予備日	ヒアリング(会場:市庁舎会議室)	評価委員会
2月下旬以降		選定結果通知書送付、見積徴収、契約手続き
4月1日(木)		事業開始予定

「横浜市認知症疾患医療センター運営事業委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「横浜市認知症疾患医療センター運営事業委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準、業務説明資料及び横浜市認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（以下「運営要綱」という。）により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案資格は次の(1)から(6)までのすべてを満たすこととする。

- (1) 運営要綱第3条第1項及び第8条第1項の要件を満たしていること。
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に定める保険医療機関の指定を受けていること。
- (3) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されていること。または、参加意向申出書を提出した時点で、横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登録を申請しており、受託候補者を特定する期日までに登載が完了する見込みであること。
- (4) 横浜市認知症高齢者緊急一時入院事業委託の受託者候補者ではないこと。なお、本プロポーザルと横浜市認知症高齢者緊急一時入院事業委託のプロポーザルに並行して参加することはできる。ただし、横浜市認知症高齢者緊急一時入院事業委託の受託候補者として特定された者は、その時点で本プロポーザルの参加資格を失う。
- (5) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 医療機関概要
- (2) 専門医療機関としての機能
- (3) 地域連携拠点機能
- (4) 日常生活支援機能

- (5) 人材の育成
- (6) 認知症の情報発信及び市民向け普及啓発
- (7) 鑑別診断、初期対応、入院に関する実績
- (8) その他（アピールポイント）
- (9) ワークライフバランスに関する取組

（評価）

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業運営方針
- (2) 事業実施体制
- (3) 業務実績等
- (4) その他、当該業務に対する意欲等

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。ただし、提案者が公募対象エリアにおいて現に当該事業を受託している事業者のみである場合で、その実績が良好である場合は、ヒアリングを行わないことができる。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

5 評価の結果、採点が同点の場合は、「3 地域連携機能」、「4 日常生活支援機能」及び「5 人材の育成」の合計点において上位の者を選定する。

6 評価の合計点数が5割に満たない事業者は、選定対象外とする。

7 国及び本市の定める認知症疾患医療センターの要件を満たさない事業者については、選定対象外とする。

（プロポーザル評価委員会）

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告
- (4) ヒアリング

2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 健康福祉局高齢健康福祉部高齢健康福祉課長

副委員長 健康福祉局総務部企画課長

委員 健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課長

委員 健康福祉局高齢健康福祉部高齢在宅支援課 係長

委員 医療局疾病対策部がん・疾病対策課在宅医療担当課長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 評価委員会の庶務を行うため、健康福祉局高齢在宅支援課に事務局を置く。

6 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適切に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

「横浜市認知症疾患医療センター運営事業委託」 提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

横浜市認知症疾患医療センター運営事業委託

2 業務の内容

業務説明資料のとおり

概算業務価格（上限）は地域型：約 8, 150 千円（税込）連携型：約 1, 760 千円（税込）です。

※消費税率 10%。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 事業実施期間及び指定期間

- (1) 横浜市認知症疾患医療センターとしての指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までです。
- (2) 事業実施期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までです。

4 提案資格

提案資格は次の (1) から (6) までのすべてを満たすこととします。

- (1) 運営要綱第3条第1項及び第8条第1項の要件を満たしていること。
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に定める保険医療機関の指定を受けていること。
- (3) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載されていること。または、参加意向申出書を提出した時点で、横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登録を申請しており、受託候補者を特定する期日までに登載が完了する見込みであること。
- (4) 横浜市認知症高齢者緊急一時入院事業委託の受託者候補者ではないこと。なお、本プロポーザルと横浜市認知症高齢者緊急一時入院事業委託のプロポーザルに並行して参加することはできる。ただし、横浜市認知症高齢者緊急一時入院事業委託の受託候補者として特定された者は、その時点で本プロポーザルの参加資格を失う。
- (5) 参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までにおいて、横浜市指名停止等措置要綱の規定による指名停止を受けていない者。
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。

5 募集エリア

該当区	設置数
港北区・都筑区	1 か所

※公募状況によっては、募集エリアを変更する可能性があります。

6 参加にかかる手続き (参加意向申出書様式1と誓約書要領-1の提出)

本プロポーザルへ参加の意向がある方は、下記の提出書類を提出してください。

(1) 提出期限 令和2年12月21日(月)17時00分まで(必着)

(2) 提出書類

ア 参加意向申出書 様式1

イ 誓約書 要領-1

ウ 横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)に登録申請中である場合は、申請中であることが確認できる書類(申請受付内容及び入札参加資格審査申請書の写し)

(3) 提出先、方法

提出先	横浜市健康福祉局高齢在宅支援課 認知症等担当 担当 高野・京増・紅林・松井 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 電話：045-671-4129 FAX 045-550-3612 電子メール kf-zaitakude@city.yokohama.jp
提出方法	持参または郵送(指定されたもの以外の方法・様式による提出は受理しません)

(4) 注意事項

参加申し込みには「横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)」への登録が必要です。参加意向申出書の提出までに、登録の申込みを行ってください。

※手続きの詳細は、横浜市電子入札システムサイト「ヨコハマ・入札のとびら」(<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/>)をご確認いただくか、下記、ヘルプデスクへ問合せください。

電子入札ヘルプデスク 申請入力方法等のお問合せを一括して受け付けます。 TEL : 045-662-7992 受付時間：午前9時～午後5時(土・日・祝日除く。)

7 参加資格確認結果の通知

参加意向申出書提出者について、4の提案資格を満たすことを確認し、提出者全員に対して、郵送により、令和2年12月23日(水)頃に参加資格確認結果を通知します。

8 質問書の提出 要領-2

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出できます。質問内容及び回答につ

いてプロポーザル提出要請者全員に通知します。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和2年12月21日(月)17時00分まで(必着)
- (2) 提出先 6(3)と同じ
- (3) 提出方法 持参、郵送または電子メール(ただし、持参以外は着信確認を行って下さい。)
- (4) 回答方法 令和2年12月25日(金)電子メールによる

9 提案書の内容 (提案書様式5及び要領-3・4・5)

「7 参加資格確認結果通知」で、参加資格を有すると認められた応募者は、提案書の作成・提出を行ってください。

- (1) 提案書は、別添の所定の書式(**様式5 提案書表紙**及び**要領-3**)に基づき作成するものとします。
- (2) 用紙の大きさは原則A4版縦、横書き、両面印刷とします。
- (3) 提案については、次の項目に関する提案を所定の様式に記載して下さい。

ア 医療機関の概要

イ 専門医療機関としての機能

(ア) 認知症疾患医療センターの組織・人員体制

(イ) 認知症診療体制

(ウ) 専門医療相談体制

(エ) 人員体制

(オ) 検査体制

(カ) 入院治療体制

(キ) 他医療機関との連携体制

ウ 地域連携拠点機能

(ア) 自医療機関内の連携体制

(イ) かかりつけ医、専門医療機関、医師会等との連携

(ウ) 認知症医療・介護連携の推進

(エ) 区役所、地域包括支援センター、ケアマネジャー等との連携

エ 日常生活支援機能

(ア) 診断後の認知症の人や家族に対する相談支援

(イ) 当事者等によるピア活動や交流会への支援

オ 人材の育成

(ア) 自医療機関内の人材育成

(イ) かかりつけ医等地域の医療従事者及び介護職員(支援者)向け研修会の開催

カ 認知症の情報発信及び市民向け普及啓発

(ア) 認知症の情報発信

(イ) 認知症の普及啓発(市民向け)

キ 鑑別診断、初期対応、入院に関する実績

※前年度（平成31年4月から令和2年3月まで）の平均を記載

ク その他（認知症疾患医療センターの指定を受けるに当たってのアピールポイント）

ケ 障害者雇用及びワークライフバランスに関する取組

コ 参考見積書 **要領-4**

サ 提案書の開示に係る意向申出書 **要領-5**

(4) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意して下さい。

ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述して下さい。

イ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能とします。

ウ 文字は注記等を除き原則として 10 ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に記述して下さい。

エ 多色刷りは可としますが、評価のためモノクロ複写しますので、見易さに配慮をお願いします。

10 評価基準

提案書評価基準のとおり

- (1) 事業運営方針
- (2) 事業実施体制
- (3) 業務実績等
- (4) その他、当該業務に対する意欲等

11 提案書の提出

「7 参加資格確認結果通知」で、参加資格を有すると認められた応募者は、提案書の作成・提出を行ってください。

(1) 提案書の提出

ア 提出部数 1部

イ 提出先 6 (3)と同じ

ウ 提出期限 令和3年1月12日(火) 17時00分まで(必着)

エ 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送して下さい。）

(2) その他

所定の様式以外の書類については受理しません。

12 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

ヒアリングに出席しなかった場合は、プロポーザルが無効となるため、必ず出席願います。

ただし、提案者が現に当該事業を受託している事業者のみである場合で、その実績が良好である場合は、ヒアリングを実施しません。

- (1) 実施日時 令和3年1月21日(木) (予定)
令和3年1月22日(金) (予備日)
- (2) 実施場所 横浜市庁舎内会議室(横浜市中区本町6丁目50-10)
- (3) 出席者 説明者3名以内
- (4) その他 時間等詳細については別途お知らせします。

13 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	健康福祉局第二業者選定委員会	横浜市認知症疾患医療センター運営事業委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の選定に関する事	プロポーザルの評価・選定に関する事
委員	健康福祉局 副局長 総務課長 職員課長 企画課長 福祉保健課長 生活支援課長 障害施策推進課長 高齢健康福祉課長 保健事業課長 経理係長(または総務課担当係長)	健康福祉局 総務部企画課長 高齢健康福祉部高齢健康福祉課長 高齢健康福祉部高齢在宅支援課長 高齢健康福祉部高齢在宅支援課 係長 医療局 がん・疾病対策課在宅医療担当課長

14 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。(通知時期 令和3年2月下旬)

15 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出されたプロポーザルについて他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲または公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求められることがあります。
- (5) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせる場合があります。

- (6) 提出された書類は、返却しません。
- (7) プロポーザルの作成のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。

16 プロポーザル手続きにおける注意事項

- (1) プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- (2) プロポーザルに記載した配置予定の責任者は、傷病、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- (3) プロポーザルは受託候補者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (4) 特定されたプロポーザルを提出した提案者とは、後日、本要請書及び特定されたプロポーザル等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがあります。
- (5) 参加意向申出書の提出期限以後または指名通知の日以後、受託候補者の特定の日までの期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

17 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 提案書作成要領に指定する技術提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者。
- (8) ヒアリングに出席しなかった者。※ただし、「横浜市認知症疾患医療センター運営事業委託」受託候補者特定に係る実施要領第5条2に該当する者は除く。

18 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は貴法人の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。
- (4) 翌年度以降の契約にあたっては、横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）に登載され

ていることが必要です。

認知症疾患医療センター運営事業委託 業務説明資料

1 委託名

横浜市認知症疾患医療センター運営事業委託

2 事業の目的

この事業は、横浜市（以下、「市」という。）が認知症疾患医療センター（以下、「センター」という。）を設置し、保健医療・介護機関等との連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うほか、鑑別診断後の認知症の人や家族に対する相談支援や当事者等によるピア活動や交流会への支援等により、認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とする。

3 委託期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 履行場所

当該医療機関及び連携先機関

5 センターの名称

「横浜市認知症疾患医療センター」とする。

6 対象地域・予定数

(1) 対象地域

港北区・都筑区

(2) 予定数

1か所（地域型または連携型）

7 事業体制

認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（一部改正 令和2年3月30日付老発0330第2号厚生労働省通知）及び横浜市認知症疾患医療センター運営事業実施要綱（一部改正 令和元年9月20日健高在第612号）に記載の設置基準をすべて整えること。

8 業務内容

センターは、以下の業務を行う。

(1) 専門医療相談

ア 市民からの認知症に関する医療相談に対し、電話又は面談等により応じ、専門医療に係る情報等を提供するとともに、必要に応じて医療機関等の紹介・受診調整を行う。

イ 鑑別診断や入院医療の必要な患者や家族の相談に対し、地域の認知症医療に関する情報を含め、適切に提供する。

ウ 認知症疾患患者が、できるだけ住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、諸調整を行う。このため、在宅療養のための情報を把握し、区福祉保健センター、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、介護保険サービス事業者、保健福祉関係機関等との連絡調整をする。

(2) 鑑別診断とそれに基づく初期対応

ア 受診してきた患者、あるいは地域の医療機関からの紹介による受診患者に対し、認知症の初期診断又は鑑別診断を行う。

イ アに基づき、治療方針を選定するとともに、必要に応じ適切な医療機関等の紹介を行う。

(3) 重篤な BPSD 及び身体合併症の救急・急性期対応

ア 重篤な BPSD 及び身体合併症の初期診断・治療（急性期入院医療を含む）を行う。

イ アに掲げる業務実施のため、医療相談室等が中核となって、院内における精神科及び一般身体科との連携、あるいは院内と連携医療機関の精神科又は一般身体科との連携の確保に努める。

ウ 重篤な BPSD（身体合併症含む）の急性期入院医療を要する認知症疾患患者のために、院内の精神科又は一般身体科の病床をあらかじめ確保するなどして受入に努める。

エ ウに掲げる業務実施については、横浜市が別で定める取扱要綱に従う。

(4) 日常生活支援

ア 鑑別診断後の患者・家族等に対し、鑑別診断後の生活等に対する相談支援を行う。

イ アに際し、必要に応じて区福祉保健センター、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者、保健福祉関係機関等との連絡調整をする。

(5) 関係機関・関係者・地域住民等への認知症に関する研修会の開催、協力

ア 認知症サポート医及びかかりつけ医をはじめとする市内医療機関に従事する医師や保健医療関係者等に対し、認知症対応力向上のための研修を行う。

イ 認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修等を行う。

ウ ア及びイの研修実施にあたっては、市やその他関係機関と連携する。

エ 他の主体が実施する認知症に係る研修に協力する。

(6) 関係機関・関係者等への認知症疾患に関する地域連携促進

ア 認知症疾患医療と介護の連携体制強化のため、保健医療福祉関係者、地域包括支援センター、介護保険サービス事業者、有識者等による認知症疾患医療連携協議会を組織し、開催する。

イ アの開催にあたっては、市と協議する。

ウ 神奈川県が指定するセンターが開催する認知症疾患医療連携協議会に必要な応じて参加する。

エ その他、地域の認知症疾患医療と介護の連携体制強化のための連絡会に必要な応じ協力する。

(7) 認知症疾患医療に関する情報の集約及びその発信

ア 鑑別診断や入院医療の必要な患者の調整等において地域の認知症疾患医療に関する連携の中核として機能できるよう、必要な情報を集約する。

イ センター機能を有効に発揮するために、ホームページや周知媒体を作成するなど、センターに関する情報及び認知症疾患医療に関する情報を発信し広く市民に啓発する。

9 実績報告

受託者は、次の（1）から（9）までの各月の実績を市が定める様式により、各四半期終了後、翌月10日（第4四半期は当該四半期末日）までに横浜市長あてに報告する。

- (1) 専門医療相談件数（電話相談及び面接相談別に集計）
- (2) 認知症疾患にかかる外来件数及びその内訳（再掲で鑑別診断件数及び初診件数）
- (3) 重篤な BPSD による急性期入院件数及び身体疾患を合併している急性期入院件数
（連携先病院への入院利用実績を含む）
- (4) (1) から (3) までに関するその他の実績
- (5) 保健医療福祉関係者及び市民を対象とする研修や講演会等の開催実績
- (6) 他の主体の実施する研修会等への協力・講師派遣の実績
- (7) 当事者等によるピア活動や交流会への支援の実施実績
- (8) 認知症疾患医療連携協議会の開催実績
- (9) 地域への認知症医療に関する情報発信の実施実績

10 事業評価

本事業に対する、市または他機関等による事業評価の実施に協力すること。

11 事業実施における留意事項

事業実施にあたっては、市と協議すること。また、必要に応じ、神奈川県が指定するセンターと連携すること。

12 経費支出等

事業実施経費に不足が生じた場合、市は受託者に対し不足分を補填しないものとし、受託者が負担するものとする。

13 注意義務

この契約の履行にあたっては、常に善良なる管理者の注意をもって維持、保存及び運営しなければならない。

14 立入検査等

市がこの委託業務の処理を期するため、必要に応じ調査をし、又は必要な報告を求めるときには、その調査を拒み、妨げ、又は報告を怠ってはいけない。

15 特記事項

受託事業者は、「個人情報取扱特記事項」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。なお、主たる従事者が法令等（法令及び条例）により守秘義務及び罰則規定を課せられた者である場合、個人情報取扱特記事項第 11 条の規定〔個人情報保護に関する誓約書（様式 1）及び研修実施報告書（様式 2）の提出〕の適用を除外できるものとする。

横浜市認知症疾患医療センター運営事業実施要綱

制 定 平成 24 年 9 月 24 日 健高在第 609 号（健康福祉局長決裁）
最近改正 令和 元年 9 月 20 日 健高在第 612 号（健康福祉局長決裁）

（目的）

第 1 条 この事業は、横浜市（以下「市」という。）が認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）を設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 本事業の実施主体は市とし、市が指定した病院又は診療所に委託して事業を行うものとする。ただし、当該病院又は診療所は、事業の内容に応じて、その一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

（分類）

第 3 条 センターは、設置機関により次のとおり分類する。

（1）地域型

第 8 条第 1 号の設置基準を満たす病院に設置し、第 9 条の事業を実施するセンター。

（2）連携型

第 8 条第 2 号の設置基準を満たす病院又は診療所に設置し、第 9 条の事業を実施するセンター。

（指定）

第 4 条 センターの指定を受けようとする者は、「横浜市認知症疾患医療センター（地域型・連携型）指定（更新）申請書」（第 1 号様式及び別添資料 1、2）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった者に対し、本事業を実施することが適当と認められる場合は指定し、「横浜市認知症疾患医療センター（地域型・連携型）指定（更新）通知書」（第 2 号様式）により通知するものとする。

3 指定期間は、指定日から原則として 5 年とする。ただし、満了日が年度の途中になる場合は、その前年度の末日までとする。

4 市長は、第 8 条に定める設置基準を満たし、更新が適切であると認められる者について、指定を更新することができる。

(指定の変更)

第5条 センターの指定を受けた者は、第4条第1項の申請事項に変更が生じた場合は、速やかに「横浜市認知症疾患医療センター（地域型・連携型）指定申請事項変更届出書」（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(指定の辞退)

第6条 センターの指定を受けた者は、センターの指定を辞退しようとするときは、センターの運営を中止する日の属する月の前々月末日までに、「横浜市認知症疾患医療センター（地域型・連携型）指定辞退届」（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(指定の取消)

第7条 市長は、センターが第8条に定める設置基準を満たさなくなったとき、又は前条によりセンターの指定を取消したときは、「横浜市認知症疾患医療センター（地域型・連携型）指定取消通知書」（第5号様式）により通知するものとする。

(設置基準)

第8条 センターは、地域型については、以下第1号の基準を満たす病院に、連携型については、以下第2号の基準を満たす病院又は診療所に設置するものとする。

(1) 地域型

地域型は、平日、週5日、午前9時から午後5時までの稼働を原則とし、次の要件をすべて備えるものとする。

ア 専門医療機関としての要件

(ア) 専門医療相談が実施できる専門の部門（以下「医療相談室」という。）を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その体制が確保されていること。

(イ) 人員配置について、以下のaからcを満たしていること。

a 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること。）を有する医師が1名以上配置されていること。

b 専任の臨床心理技術者が1名以上配置されていること。

c 医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が2名以上配置されていること。

なお、医療相談室は、院内における精神科及び一般身体科の連携の確保、専門医療施設との調整、地域包括支援センターとの連絡調整、専門医療にかかる情報提供、退院時の調整など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。

また、精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従で地域包括支

援センターとの連絡調整業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室のほかの業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センターとの連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

(ウ) 検査体制について、以下のa及びbを満たしていること。

a 鑑別診断にかかる検査体制として、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保すること。

b 神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（CT）及び磁気共鳴画像装置（MRI）を有していること。

ただし、磁気共鳴画像装置（MRI）を有していない場合は、他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）が整備されていること。

なお、コンピュータ断層撮影装置（CT）については、原則として、同一法人かつ同一敷地内にあり、実質一体的な医療提供を行っている医療機関との連携体制が整備されている場合は、当該センターがコンピュータ断層撮影装置（CT）を有しているとみなすこととする。

また、上記に加え、脳血流シンチグラフィ（SPECT）を活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

(エ) 病床について、認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。

ただし、同一施設において、一般病床と精神病床の確保が困難な場合は、以下のa又はbのいずれかを満たしていること。

a 認知症疾患の周辺症状に対する急性期入院治療を行うことができる精神病床を有する病院であり、重篤な身体合併症に対して、入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については申請時に明記すること。）。

b 身体合併症に対する急性期入院治療を行うことができる一般病床を有する病院であり、認知症疾患の周辺症状に対する精神病床における入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については申請時に明記すること。）。

イ 地域連携推進機関としての要件

(ア) 地域の連携体制強化のため、都道府県医師会・指定都市医師会等の保健医療関係者、地域包括支援センター等介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された認知症疾患医療連携協議会を組織し、地域の認知症に関する支援体制づくりに関する検討等を行うほか、地域への認知症医療に関する情報発信や、認知症に関する理解を促す普及啓発等を必要に応じて行うほか、地域住民からの認知症に関する一般相談対応等を行うこと。

(イ) 都道府県又は指定都市が実施する認知症サポート医養成研修や、かかりつ

け医等に対する研修の実施状況等を踏まえつつ、こうした認知症医療従事者に対する研修や、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修を自ら行い、又は他の主体の実施する研修に協力する等、地域における認知症の専門医療に係る研修に積極的に取り組んでいること。

(2) 連携型

連携型は、平日、週5日、午前9時から午後5時までの稼働を原則とし、次の要件をすべて備えるものとする。

ア 専門医療機関としての要件

(ア) 専門医療相談が実施できる体制が確保されていること。

(イ) 人員配置について、以下のaからbを満たしていること。

a 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること。）を有する医師が1名以上配置されていること。

b 認知症の専門医療相談や神経心理検査等について一定程度の知識及び技術を修得している看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等が1名以上配置されていること。

(ウ) 検査体制について、以下の要件を満たしていること。

鑑別診断にかかる検査体制としては、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制としてのコンピュータ断層撮影装置（CT）、磁気共鳴画像装置（MRI）及び脳血流シンチグラフィ（SPECT）を他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）により活用できる体制が整備されていること。

(エ) 連携体制について、以下の要件を満たしていること。

認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病院又は精神科病院との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を確保していること。

イ 地域連携拠点としての要件

(ア) 地域の連携体制強化のため、都道府県医師会・指定都市医師会等の保健医療関係者、地域包括支援センター等介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された認知症疾患医療連携協議会（同一エリアに設置されている認知症疾患医療センター（地域型）との連携体制の確保により、同等の機能を有する場合は、当該会議の活用で可）を組織し、地域の認知症に関する支援体制づくりに関する検討等を行うほか、地域の認知症医療に関する情報発信や、認知症に関する理解を促す普及啓発等を必要に応じて行うほか、地域住民からの認知症に関する一般相談対応等を行うこと。

- (イ) 都道府県又は指定都市が実施する認知症サポート医養成研修や、かかりつけ医等に対する研修の実施状況等を踏まえつつ、こうした認知症医療従事者に対する研修や、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修を自ら行い、又は他の主体の実施する研修に協力する等、地域における認知症の専門医療に係る研修の積極的に取り組んでいること（同一エリアに設置されている認知症疾患医療センター（地域型）との連携体制の確保による実施でも可）。

（事業内容）

第9条 センターが行う事業内容は、次のとおりとする。

(1) 専門的医療機能

ア 鑑別診断とそれに基づく初期対応

- (ア) 初期診断
- (イ) 鑑別診断
- (ウ) 治療方針の選定
- (エ) 入院先紹介

イ 周辺症状と身体合併症への急性期対応

- (ア) 周辺症状・身体合併症の初期診断・治療（急性期入院医療を含む）
- (イ) 周辺症状及び身体合併症の急性期入院医療を要する認知症疾患患者のための病床として、連携する医療機関の空床情報の把握

ウ 専門医療相談

- (ア) 初診前医療相談
 - a 患者家族等の電話・面談照会
 - b 医療機関等紹介
- (イ) 情報収集・提供
 - a 市役所・区役所等との連絡調整
 - b 地域包括支援センターとの連絡調整
 - c 認知症初期集中支援チームとの連絡調整

(2) 地域連携拠点機能

ア 認知症疾患医療連携協議会の設置及び運営

都道府県医師会・指定都市医師会等の地域の保健医療関係者、区役所、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム等の介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された協議会の設置及び運営

イ 研修会の開催

地域の認知症医療従事者に対する研修や、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修の開催及び他の主体の実施する認知症医療に関する研修への協力等

(3) 日常生活支援機能

- (1) 及び (2) を実施するほか、認知症の人や家族が、診断後に円滑な日常生

活を過ごせるよう、かかりつけ医等の医療機関や区役所、地域包括支援センター等地域の関係機関と連携の上、認知症疾患医療センターは必要に応じて、以下のような取組を行う。

- ア 診断後の認知症の人や家族に対する相談支援
- イ 当事者等によるピア活動や交流会への支援

(実績報告)

第10条 センターは、次の(1)から(7)に係る月間の実績を、第6号様式及び別に定める様式により各四半期終了後、翌月10日(第4四半期は当該四半期末日)までに市長あてに報告するものとする。

- (1) 前条第1号にかかる専門医療相談に関する実績
- (2) 前条第1号にかかる認知症疾患に係る外来件数に関する実績
- (3) 前条第1号にかかる入院件数に関する実績
- (4) 前条第2号にかかる研修会の実績
- (5) 前条第2号にかかる認知症疾患医療連携協議会の実績
- (6) 前条第1号及び2号にかかる情報収集・提供に関する実績
- (7) 前条第3号にかかる相談支援に関する実績

(個人情報の保護)

第11条 センターは、センター運営事業の実施に関して収集した個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月25日横浜市条例第6号)の定めに従い、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(事業評価の実施)

第12条 市は、自ら指定したセンターに対し、第9条の事業内容について、以下の点に着目し、事業評価を行う。

- (1) 専門的医療機関としての機能
 - ア 認知症原因疾患別の鑑別診断の実施
 - イ 治療方針の選定に関すること(投薬、他医療機関への紹介等を含む)
 - ウ 記録・データ管理等に関すること(介護保険主治医意見書への記載等を含む)
 - エ 周辺症状と身体合併症への急性期対応に関すること
 - オ 専門医療相談の実施
 - (ア) 相談方法(電話、面接、訪問別相談の実施 等)
 - (イ) 相談件数
 - (ウ) 相談応需マニュアルの整備 等
- (2) 地域連携拠点としての機能
 - ア 認知症疾患医療連携協議会の運営状況
 - イ 研修会の開催状況
- (3) 日常生活支援としての機能

- ア 診断後の認知症の人や家族に対する相談支援
- イ 当事者等によるピア活動や交流会への支援

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 9 月 13 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前に、認知症疾患医療センターの指定を受けた医療機関については、第 4 条第 3 項の規定は、従前の例による。

(施行期日)

この要綱は、令和元年 9 月 20 日から施行する。

第1号様式（第4条第1項）

横浜市認知症疾患医療センター（地域型・連携型）指定（更新）申請書

年 月 日

横 浜 市 長

所在地
申請者 医療機関名
代表者氏名
印

横浜市認知症疾患医療センター（地域型・連携型）の指定（更新）について、次のとおり必要書類を添えて申請します。

- 1 医療機関の名称及び所在地
- 2 指定対象医療機関の概要 (第1号様式 別添資料 1)
- 3 事業運営体制 (第1号様式 別添資料 2)
- 4 その他 (医療機関パンフレット)
(院内センター設置図)
(職員配置計画表)
(連携病院との位置図及び連携に関する承諾書)

第 1 号様式 別添資料 1

指定対象医療機関の概要		
1 医療機関名		
2 設置者		
3 医療機関管理者名		
4 診療科目		
5 許可病床数	総数	床
	うち精神科病床数	床
6 指定資格の確認	<input type="checkbox"/> 指定申請日において、次の事項をすべて満たしています。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 健康保険法第 63 条第 3 項第 1 号に定める保険医療機関の指定を受けている。 2. 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない。 3. 横浜市競争入札参加者指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置要件に該当していない。 4. 過去 5 年間の法人税、消費税及び地方消費税、道府県税、市町村税の滞納がない。 5. 役員の中に禁錮以上の刑に処された者がいない。 6. 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていない。 	

脳血流 シンチグラフィ (SPECT)	保有の有無・台数		有・無 () 台
	連携 体制	病院名称	
		所在地	

4 認知症疾患の周辺症状及び身体疾患を合併した場合の入院治療体制

※連携する病院の概要、位置関係、及び連携に関する承諾書を添付すること。

受入協力体制	地域型	<input type="checkbox"/> 精神科病床と一般病床を有しており、いずれかの病床で受入協力 <input type="checkbox"/> 精神科病床を有しており、対応可能な場合について受入協力 これ以外の入院医療については連携医療機関へ入院調整 (具体的な連携医療機関を下記に記載のこと) <input type="checkbox"/> 一般病床を有しており、対応可能な場合については受入協力 これ以外の入院医療については連携医療機関へ入院調整 (具体的な連携医療機関を下記に記載のこと)
	連携型	<input type="checkbox"/> 精神科病床又は一般病床を有しており、いずれかの病床で受入協力 <input type="checkbox"/> 精神科病床又は一般病床を有しており、対応可能な場合について受入協力 これ以外の入院医療については連携医療機関へ入院調整 (具体的な連携医療機関を下記に記載のこと) <input type="checkbox"/> 精神科病床又は一般病床を有しておらず、入院医療については連携医療機関へ入院調整 (具体的な連携医療機関を下記に記載のこと)
病床確保する場合のみ該当する方にレ点を入れ、確保病床数を記入	<input type="checkbox"/> 精神科病床を確保します (床) <input type="checkbox"/> 一般病床を確保します (床)	
連携医療機関へ入院調整する場合、連携先医療機関と連携方法	病院の名称	
	所在地	
	具体的な連携方法	

第2号様式（第4条第2項）

横浜市認知症疾患医療センター（地域型・連携型）指定（更新）通知書

年 月 日

（法人名）

（代表者氏名） 様

横 浜 市 長 印

年 月 日（第 号）をもって申請のあった、横浜市認知症疾患医療センター（地域型・連携型）の指定について、次のとおり指定しましたので通知します。

1 医療機関の名称及び所在地

2 指定期間 年 月 日から 年 月 日

※ 平成31年4月3日付け老発0403第3号厚生労働省通知「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」の定める類型については、次のとおりです。
（該当する方に○をする）

地 域 型 ・ 連 携 型

第3号様式（第5条）

横浜市認知症疾患医療センター（地域型・連携型）指定申請事項変更届出書

年 月 日

横浜市 長

所在地
申請者 医療機関名
代表者氏名 印

年 月 日（第 号）をもって指定を受けた、横浜市認知症疾患医療センター（地域型・連携型）に係る指定申請書の記載事項に変更が生じたので、次のとおり届出ます。

1 変更内容

変更前

変更後

2 変更日

年 月 日

3 変更理由

第4号様式（第6条）

横浜市認知症疾患医療センター（ 地域型 ・ 連携型 ） 指定辞退届

年 月 日

横 浜 市 長

	所 在 地	
申請者	医療機関名	
	代表者氏名	印

年 月 日（第 号）をもって指定を受けた、横浜市認知症疾患医療センター（ 地域型 ・ 連携型 ）に係る指定について、辞退するため、次のとおり届出ます。

1 センター運営中止予定日 年 月 日

2 辞 退 理 由

第5号様式（第7条）

横浜市認知症疾患医療センター（地域型・連携型）指定取消通知書

年 月 日

（法人名）

（代表者氏名） 様

横 浜 市 長

印

横浜市認知症疾患医療センター（地域型・連携型）の指定について、次のとおり指定を取消しましたので通知します。

1 医療機関の名称及び所在地

2 取 消 理 由

（1）センターが、横浜市認知症疾患医療センター運営事業実施要綱第9条に定める設置基準を満たさなくなったため。

（2）センターが、年 月 日（第 号）をもって横浜市認知症疾患医療センター（地域型・連携型）指定辞退届により、指定を辞退したため。

（3）その他

第6号様式（第10条）

横浜市認知症疾患医療センター（地域型・連携型）運営事業実績報告書

年 月 日

横浜市 長

所在地
申請者 医療機関名
代表者氏名 印

年度第（ ）四半期の横浜市認知症疾患医療センター
（地域型・連携型）の実施状況について、次のとおり報告します。

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1 専門医療相談件数 | 件 |
| 2 外来件数（鑑別診断件数） | 件（ 件） |
| 3 入院件数 | 件 |
| 4 研修会等の開催実績 | 件 |
| 5 認知症疾患医療連携協議会の開催実績 | 件 |
| 6 認知症医療に関する情報収集・提供の実績 | 有 ・ 無 |
| 7 鑑別診断後の日常生活にかかる相談支援の実績 | 有 ・ 無 |

※ 詳細は別紙のとおり

実績については、医療機関全体ではなく、センターとしての実績を記入すること

横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱

制 定 平成 17 年 4 月 1 日

最近改正 平成 28 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 本市（水道局、交通局及び医療局病院経営本部を除く。以下同じ。）の発注する委託について、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合の事務取扱については、横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）及び横浜市物品等又は特定役務に関する契約の特例を定める規則（平成 7 年 12 月横浜市規則第 136 号）その他別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において、プロポーザル方式とは、委託の受託候補者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募又は選定し、当該委託に係る実施体制、実施方針及び技術提案等に関する提案書の提出を受け、原則として提出された書類をもとにヒアリングを実施した上で、当該提案内容の審査及び評価を行い、当該委託の履行に最も適した受託候補者を特定する方式をいう。

2 この要綱において、公募型プロポーザル方式とは、前項に規定するプロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認めた者から提案を受ける方式をいい、指名型プロポーザル方式とは、同項に規定するプロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名により選定し、当該指名業者から提案を受ける方式をいう。

(対象)

第 3 条 横浜市契約事務委任規則（平成 11 年 4 月横浜市規則第 37 号）の規定により契約の締結に関する事務を委任された者（以下「契約事務受任者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（平成 8 年 4 月 1 日制定。以下「入札取扱要綱」という。）に定める競争入札によらず、プロポーザル方式により受託候補者の特定を行うことができる。

- (1) 高度な創造性、技術力、専門的な技術又は経験を必要とする業務
- (2) 本市において発注仕様を定めることが困難等標準的な業務の実施手続が定められていない業務

(業者選定委員会の役割)

第 4 条 契約事務受任者は、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、あらかじめ当該委託が前条の規定に該当するか否かを、契約事務受任者が設置した入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審議するものとする。

2 選定委員会は、受託候補者をプロポーザル方式により特定することとした業務について、次に掲げる事項を審議しなければならない。

- (1) 評価委員会の設置及び評価委員の選定
- (2) 実施要領の作成
- (3) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準、ヒアリングの有無その他採点と同点の場合の取扱等受託候補者の特定に必要な事項の設定
- (4) 公募型プロポーザル方式による場合における提案資格の決定
- (5) 指名型プロポーザル方式による場合における指名業者の選定
- (6) 受託候補者の特定に関する事項
- (7) その他必要と認める事項

(評価委員会の設置)

第5条 選定委員会は、プロポーザル方式により受託候補者を特定することに決定した業務について、原則として評価委員会を設置し、第16条の定めるところにより、受託候補者を特定しなければならない。

- 2 評価委員会は、選定委員会が前条第2項第2号及び第3号の規定により設定した受託候補者の特定に必要な事項に基づき、提案を評価するものとする。
- 3 選定委員会は、必要により学識経験者等から意見を聴取することができる。
- 4 学識経験者等の本市職員以外の者が評価委員会の委員となる場合、評価委員会は選定委員会が設置するのではなく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく附属機関（以下「附属機関」という。）としなければならない。

(評価委員長及び評価委員の選定)

第6条 選定委員会は、評価委員会の委員を5名以上選定しなければならない。この場合において、委員は2名以上を、選定委員会の委員の中から選定するものとする。

- 2 選定委員会は、評価委員会の委員長を選定委員会の委員の中から選定するものとする。ただし、事業担当部の長並びに事業担当課の長、係長及び係員を評価委員会の委員長に選定することはできない。
- 3 評価委員会が附属機関となる場合は、第1項及び第2項の規定は適用しないものとする。

(提案資格)

第7条 契約事務受任者は、プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、発注する契約ごとに次の各号に定める事項を、当該委託に係る提案資格として定めるものとする。ただし、契約事務受任者が特に認める場合においては、この限りではな

い。

- (1) 契約規則第7条の規定による審査の結果、当該年度の一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、当該契約に対応するとして定めた種目について登録が認められた者であること。
- (2) 次のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による指名停止を受けていない者であること。
 - ア 公募型プロポーザル方式にあつては、プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日まで
 - イ 指名型プロポーザル方式にあつては、指名通知の日から受託候補者の特定の日まで
- (3) その他契約事務受任者が必要と認める事項

（実施の公表）

第8条 契約事務受任者は、公募型プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、当該契約ごとに、次に掲げる事項を、ホームページ及び掲示板への掲示、公告その他の方法により公表するものとする。

- (1) 委託名、委託内容及び履行期限
- (2) 提案資格
- (3) 提案内容の評価基準
- (4) 担当部課
- (5) プロポーザル関係書類提出要請書交付の期間、場所及び方法
- (6) 提案書提出の期限、場所及び方法
- (7) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日、その他ヒアリングに係る事項
- (8) 要請手続において使用する言語及び通貨
- (9) 契約書作成の要否
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
- (11) 評価が同点となった場合の措置
- (12) その他契約事務受任者が必要と認める事項

（参加表明手続）

第9条 公募型プロポーザル方式において提案書の提出を希望する者は、当該公表において指定する日までに、発注する契約ごとに、プロポーザル参加意向申出書（以下「参加意向申出書」という。）（様式1）及び必要書類（当該公表において指定された場合に限る。）を契約事務受任者に提出しなければならない。

（参加意向申出者の提案資格の確認等）

第 10 条 契約事務受任者は、前条の規定に基づき参加意向申出書を提出した者（以下「意向申出者」という。）について、第 7 条の規定に基づく当該契約に係る提案資格を満たす者であるかを確認するものとする。

2 契約事務受任者は、意向申出者のうち提案資格を満たすことが確認できなかった者については、当該契約の提案者としてはならない。

（提案資格確認結果の通知）

第 11 条 契約事務受任者は、意向申出者に対し、公告又はプロポーザル関係書類提出要請書等において指定する日までに、提案資格の確認の結果を提案資格確認結果通知書（様式 2）により通知するものとする。

2 前項の通知を行う場合、提案者として提案資格が認められなかった意向申出者に対しては、提案資格が認められなかった旨及びその理由を記載するものとする。

3 第 1 項の提案資格確認結果通知書により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた意向申出者は、契約事務受任者に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

（指名業者の選定）

第 12 条 契約事務受任者は、指名型プロポーザル方式により受託候補者を特定しようとする場合は、当該契約に係る提案資格を有すると認めた者の中から、指名業者を選定するものとする。

（指名の通知）

第 13 条 契約事務受任者は、指名業者を決定した場合は、速やかに当該指名業者に対し指名通知書（様式 3）により次に掲げる事項を通知するものとする。

- (1) 委託名、委託内容及び履行期限
- (2) 提案内容の評価基準
- (3) 担当部課
- (4) プロポーザル関係書類提出要請書(様式 6)交付の期間、場所及び方法
- (5) 提出意思確認書提出の期限、場所及び方法
- (6) 提案書提出の期限、場所及び方法
- (7) ヒアリングの有無、ヒアリングを行う場合の予定日その他ヒアリングに係る事項
- (8) 要請手続において使用する言語及び通貨
- (9) 契約書作成の要否
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口
- (11) 評価が同点となった場合の措置
- (12) その他契約事務受任者が必要と認める事項

(提案書の提出要請)

第 14 条 契約事務受任者は、第 10 条の規定により提案資格を満たす者であることを確認した者(以下本条において「確認した者」という。)及び第 12 条の規定により選定した指名業者に対し、プロポーザル関係書類提出要請書(様式 6)により次に掲げる書類の提出を要請するものとする。

(1) 確認した者 提案書(様式 5)

(2) 指名業者 提出意思確認書(様式 4)及び提案書(様式 5)

2 指名業者は、プロポーザル関係書類提出要請書等において指定する日までに、提出意思確認書を契約事務受任者に提出しなければならない。ただし、契約事務受任者が必要ないと認めるときは、省略することができる。

3 提案要請に係る説明会は、原則として開催しない。ただし、委託の性格上、指名業者と対面で説明を行わないと適切な提案が行われぬおそれがある場合には、指名業者が一同に会さない形で、個々の指名業者に説明を行うことは妨げない。

(評価委員会の審議)

第 15 条 評価委員会は、委員の 5 分の 4 以上の出席がなければ開くことができない。ただし、評価委員会が附属機関である場合は、別途定めるところによる。

2 評価委員会の評価委員は、提案書及びヒアリングを実施した場合における提案者の提案の内容により、評価基準に基づき、独立して提案の採点を行い、評価委員会は、各評価委員の採点の合計点により提案者の中から一位の者を決定するものとし、それ以外の事由を加えて合計点の修正等を行ってはならない。

3 評価委員は、評価委員会での審議において、評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト、評価基準について確認をすることができる。ただし、提案書及びヒアリングに基づく各提案者の優劣については、審議しないように努めなければならない。

4 評価委員の採点は、評価委員会で集計し合計点を算出するものとし、評価委員は、その採点が集計及び合計点に適正に反映されているか、その結果を確認しなければならない。

5 評価委員会は、前各号の規定により提案者の順位を決定した時は、選定委員会に対し、提案者の名称、順位、採点の集計結果、提案内容について審議した場合はその記録その他選定委員会が必要とする書類を評価結果として報告しなければならない。

(評価委員会の評価結果に対する選定委員会による審査)

第 16 条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。

- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項
- 2 選定委員会は、前項の規定に基づく審査により、評価が適正に行われたことを確認した上で、評価委員会が一位として決定した者を受託候補者として特定する。
 - 3 選定委員会は、第1項の規定に基づく審査により、評価の過程、集計結果等に疑義があると認められた場合は、評価委員会に対し是正のための必要な措置を求め、又は新たに評価委員の選定をし直すことができる。
 - 4 選定委員会は、第1項の規定に基づく審査により、評価委員会が一位として決定した者の提案内容においても、当該委託の内容に適合した履行を確保できない恐れがあると認められる場合、受託候補者の特定を行わないことができる。

(特定の通知)

- 第17条 契約事務受任者は、受託候補者として特定した者（以下「特定者」という。）及び特定しなかった者（以下「非特定者」という。）に結果通知書（様式7）により通知するものとする。
- 2 前項の通知を行う場合、特定者及び非特定者に対し、評価結果の順位とそれぞれ特定された理由又は特定されなかった理由を付すものとする。
 - 3 非特定者は、契約事務受任者に対して書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。
 - 4 契約事務受任者は、特定者に対して当該委託に係る契約締結の交渉を行うものとする。この場合において、受託候補者が提案書に記載した予定技術者等の変更は、原則として認めないものとする。

(提案資格の喪失等)

- 第18条 当該委託について提案資格を有することについて契約事務受任者の確認を受けた者が、資格確認後において、次のいずれかに該当するときは、当該契約に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書は無効とする。
- (1) 第7条に規定する当該契約に係る提案資格を満たさないこととなったとき。
 - (2) 参加意向申出書又は提案書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- 2 前項の場合において、契約事務受任者は、当該提案者に対し、その契約に係る提案を行うことができない理由を付して通知しなければならない。

(提案者が多数見込まれる場合の措置)

- 第19条 契約事務受任者は、提案者が多数あり、受託候補者の特定に著しい支障が生じる

と認められる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、ヒアリングを行った上で評価をすることができる。

(特定結果の公表)

第20条 受託候補者の特定結果については、ホームページに公表するものとする。

(委任)

第21条 この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が定める。

附 則 (平成20年3月24日行契二第3900号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約については、なお、従前の例による。

附 則 (平成22年3月17日行契二第2759号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月28日総契二第105号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日財契二第3022号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年8月26日財契二第980号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年8月26日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申し込みの誘引

に係る契約については、なお、従前の例による。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日財契二第 3272 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約については、なお、従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日財契二第 3275 号）

（施行期日）

1 この要綱は、平成 28 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以降に行われる公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申し込みの誘引に係る契約については、なお、従前の例による。

(様式1)

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

参 加 意 向 申 出 書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式2)

年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

提案資格確認結果通知書

次の件について、提案資格確認結果を通知します。

件名：

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、 年 月 日までに 局 課へ
その旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式3)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

プロポーザル参加指名通知書

次により、プロポーザルを行いますので、参加されたく通知します。

- 1 委託名、委託内容及び履行期限
- 2 提案内容の評価基準
- 3 担当部課
- 4 プロポーザル関係書類提出要請書の交付期間、場所及び方法
- 5 提出意思確認書の提出の期限、場所及び方法
- 6 提案書の提出の期限、場所及び方法
- 7 要請手続において使用する言語及び通貨
- 8 契約書作成の要否
- 9 関連情報を入手するための照会窓口
- 10 その他契約事務受任者が必要と認める事項

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式4)

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

提 出 意 思 確 認 書

次の件について、提案書を

期限までに提出します。

提出しません。

件名：

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式5)

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式6)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提出意思確認書及び提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：

提出書類

- 1 提出意思確認書（提出期限 月 日。ただし公募型プロポーザル方式は不要）
- 2 提案書（提出期限 月 日）
- 3 質問書様式（提出期限 月 日）

その他関係書類

- 1 業務説明資料
- 2 提案書作成要領
- 3 様式類電子データ（参考）

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

備考

プロポーザルの提出要請書には、当該事業の概要・基本計画等、プロポーザルの手続、プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項、評価委員会及び評価に関する事項その他必要と認める書類を添付すること。

(様式7)

年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：

結果①：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定しませんでした。

理由：××のため

※上記理由について説明を希望される方は、年 月 日までに 局 課へ
その旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(別添 2)

認知症疾患医療センター運営事業実施要綱

1 目的

この事業は、都道府県及び指定都市が認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）を設置し、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う。また、必要に応じて診断後等の日常生活支援を実施することにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び指定都市とし、都道府県知事又は指定都市市長が指定した病院又は診療所で、事業を行うものとする。ただし、当該病院又は診療所は、事業の内容に応じて、その一部を適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができるものとする。

なお、指定の際には厚生労働大臣あて届け出るものとする。

3 設置基準

センターは、次のいずれかの（診療所については、（3）の）基準を満たすものとする。

(1) 基幹型

基幹型は、平日、週5日の稼働を原則とし、以下のとおりとするが、イに係る稼働についてはこの限りではない。

ア 専門医療機関としての要件

(ア) 専門医療相談が実施できる専門の部門（以下「医療相談室」という。）を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その態勢が確保されていること。

(イ) 人員配置について、以下の a から c を満たしていること。

a 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること。）を有する医師が1名以上配置されていること。

b 専任の臨床心理技術者が1名以上配置されていること。

c 医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が2名以上配置されていること。

なお、医療相談室は、院内における精神科及び一般身体科の連携の確保、専門医療施設との調整、地域包括支援センターとの連絡調

整、専門医療に係る情報提供、退院時の調整など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。

また、精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従で地域包括支援センターとの連絡調整業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室の他の業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センターとの連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

(ウ) 検査体制について、以下を満たしていること。

a 鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（CT）及び磁気共鳴画像装置（MRI）を有していること。

b 脳血流シンチグラフィ（SPECT）を活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

(エ) 認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。

イ 身体合併症に対する救急医療機関としての要件

(ア) 身体合併症に対する救急・急性期医療に対応することが可能な体制が確保されていること。具体的には、救命救急センターを有するなど、身体合併症に係る三次救急医療又は二次救急医療について地域の中核としての機能を有すると都道府県知事又は指定都市市長が認めるものとする。

(イ) ア（ア）に定める医療相談室が中核となって、認知症患者に対する救急医療の支援、リエゾンチーム等による一般病床に入院する認知症高齢者への精神科的ケースワークの実施、院内における研修会の開催等を通じて、精神科と一般身体科との院内連携が確保されていること。

(ウ) 上記の体制が確保されていることを前提として、休日、夜間における身体合併症や徘徊、妄想等の重篤な行動・心理症状を有する救急・急性期患者に対応するため、空床（当該病院の実状に応じ精神病床、一般病床のいずれも可とする）を確保すること。

ウ 地域連携推進機関としての要件

(ア) 地域の連携体制強化のため、都道府県医師会・指定都市医師会・郡市医師会などの保健医療関係者、地域包括支援センターなど介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された認知症疾患医療連携協議会（都道府県又は指定都市において、同様の機能を有する会議等を設

置、運営している場合は、当該会議の活用で可)を組織し、地域の認知症に関する支援体制づくりに関する検討等を行うほか、地域への認知症医療に関する情報発信や、認知症に関する理解を促す普及啓発等を必要に応じて行うほか、地域住民からの認知症に関する一般相談対応等を行うこと。

(イ) 都道府県又は指定都市が実施する認知症サポート医養成研修や、かかりつけ医等に対する研修の実施状況等を踏まえつつ、こうした認知症医療従事者に対する研修や、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修を自ら行い、又は他の主体の実施する研修に協力するなど、地域における認知症の専門医療に係る研修に積極的に取り組んでいること。

(2) 地域型

地域型は、平日、週5日の稼働を原則とし、以下のとおりとする。

ア 専門医療機関としての要件

(ア) 医療相談室を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その体制が確保されていること。

(イ) 人員配置について、以下のaからcを満たしていること。

a 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験(具体的な業務経験については届出時に明記すること。)を有する医師が1名以上配置されていること。

b 専任の臨床心理技術者が1名以上配置されていること。

c 医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が2名以上配置されていること。

なお、医療相談室は、専門医療施設との調整、地域包括支援センターとの連絡調整、専門医療に係る情報提供、退院時の調整など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。

また、精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従で地域包括支援センターとの連絡調整業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室の他の業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センターとの連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

(ウ) 検査体制について、以下を満たしていること。

鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置(CT)及び磁気共鳴画像装置(MRI)を有していること。

ただし、磁気共鳴画像装置(MRI)を有していない場合は、それ

を活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

なお、コンピュータ断層撮影装置（CT）については、原則として、同一法人かつ同一敷地内にあり、実質一体的な医療提供を行っている医療機関との連携体制が整備されている場合は、当該センターがコンピュータ断層撮影装置（CT）を有しているとみなすこととする。

また、上記に加え、脳血流シンチグラフィ（SPECT）を活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

(エ) 認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。

ただし、同一施設において、一般病床と精神病床の確保が困難な場合は、以下の a 又は b のいずれかを満たしていること。

a 認知症疾患の周辺症状に対する急性期入院治療を行うことができる精神病床を有する病院であり、重篤な身体合併症に対して、入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）。

b 身体合併症に対する急性期入院治療を行うことができる一般病床を有する病院であり、認知症疾患の周辺症状に対する精神病床における入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）。

イ 地域連携推進機関としての要件

(1) ウと同様の要件を満たすこと。なお、基幹型との連携体制の確保により同様の機能を有する場合においては、この限りではない。

(3) 連携型

連携型は、平日、週5日の稼働を原則とし、以下のとおりとする。

ア 専門医療機関としての要件

(ア) 専門医療相談が実施できる体制が確保されていること。

(イ) 人員配置について、以下の要件を満たしていること。

a 専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること。）を有する医師が1名以上配置されていること。

b 認知症の専門医療相談や神経心理検査等について一定程度の知識及び技術を修得している看護師、保健師、精神保健福祉士、臨床心理技術者等が1名以上配置されていること。

(ウ) 検査体制について、以下の要件を満たしていること。

鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制としてのコンピュータ断層撮影装置（ＣＴ）、磁気共鳴画像装置（ＭＲＩ）及び脳血流シンチグラフィ（ＳＰＥＣＴ）を他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）により活用できる体制が整備されていること。

（エ）連携体制について、以下の要件を満たしていること。

認知症疾患の周辺症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病院又は精神科病院との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を確保していること。

イ 地域連携拠点としての要件

（１）ウと同様の要件を満たすこと。なお、基幹型又は地域型との連携体制の確保により同様の機能を有する場合においては、この限りではない。

4 事業内容

（１）専門的医療機能

ア 鑑別診断とそれに基づく初期対応

（ア）初期診断

（イ）鑑別診断

（ウ）治療方針の選定

（エ）入院先紹介

イ 周辺症状と身体合併症への急性期対応

（ア）周辺症状・身体合併症の初期診断・治療（急性期入院医療を含む。）

（イ）周辺症状及び身体合併症の急性期入院医療を要する認知症疾患患者のための病床として、連携する医療機関の空床情報の把握（基幹型においては、空床の確保による休日、夜間の対応を含む。）

ウ 専門医療相談

（ア）初診前医療相談

a 患者家族等の電話・面談照会

b 医療機関等紹介

（イ）情報収集・提供

a 保健所、福祉事務所等との連絡調整

b 地域包括支援センターとの連絡調整

c 認知症初期集中支援チームとの連絡調整

（２）地域連携拠点機能

ア 認知症疾患医療連携協議会の設置及び運営

都道府県医師会・指定都市医師会・郡市医師会など地域の保健医療関係者、地域包括支援センター、認知症初期集中支援チームなどの介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された協議会の設置及び運営
イ 研修会の開催

地域の認知症医療従事者に対する研修や、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修の開催及び他の主体の実施する認知症医療に関する研修への協力等

(3) 日常生活支援機能

(1) 及び(2)を実施するほか、認知症の人や家族が、診断後に円滑な日常生活を過ごせるよう、かかりつけ医等の医療機関や地域包括支援センター等地域の関係機関と連携の上、認知症疾患医療センターは必要に応じて、以下のような取組を行う。

ア 診断後の認知症の人や家族に対する相談支援

診断後等、認知症の人や家族における、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるよう、社会福祉士、精神保健福祉士等の必要と認められる能力を有する専門的職員を認知症疾患医療センターに配置し、日常生活を円滑に送るための相談支援を実施

イ 当事者等によるピア活動や交流会の開催

既に認知症と診断された当事者による、ピアカウンセリングなどのピアサポート活動の実施

5 都道府県の責務等

(1) 連携体制の構築

都道府県は指定都市がある場合は指定都市との連携体制を構築した上で、都道府県内の認知症疾患医療センターについて、都道府県医師会・指定都市医師会・郡市医師会などの保健医療関係者、地域包括支援センターなど介護保険関係者、認知症医療に関する有識者等から組織された「都道府県認知症疾患医療連携協議会」を設置し、各認知症疾患医療センターにおける地域連携体制の支援を行うこと。

なお、既に同様の機能を有する会議等を設置、運営している場合は、その会議等を活用して差し支えない。

(2) 事業評価の実施

都道府県及び指定都市は、自ら指定した認知症疾患医療センターに対し、4の事業内容について、以下の点に着目し、事業評価を行うこと。

(事業評価上の留意点)

a 専門的医療機関としての機能

○認知症原因疾患別の鑑別診断の実施

○治療方針の選定に関すること（投薬、他医療機関への紹介等を含む）

○記録・データ管理等に関すること（介護保険主治医意見書への記載等を含む）

む)

○周辺症状と身体合併症の急性期対応に関すること（基幹型の場合は、空床確保及びその利用状況を含む）

○専門医療相談の実施

- ・相談方法（電話、面接、訪問別相談の実施 等）
- ・相談件数
- ・相談応需マニュアルの整備 等

b 地域連携拠点としての機能

○認知症疾患医療連携協議会の運営状況

○研修会の開催状況

6 国の補助

国は、この実施要綱に基づき都道府県知事又は指定都市市長が指定した病院又は診療所の開設者が運営するセンターの運営に必要な経費（診療報酬により支出される内容は除く。）については、厚生労働大臣が別に定める「介護保険事業費補助金交付要綱」に基づき、毎年度予算の範囲内で国庫補助を行うことができるものとする。